

新型コロナウイルス感染症に係る協議事項について

(第 11 回黒部市コロナウイルス感染症対策本部会議(5/1)での決定事項)

黒部市新型コロナウイルス感染症対策本部

第 11 回黒部市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、以下の対応事項について決定した。

協議結果について

(1) 市内小中学校について

11 校すべてにおいて、「5月6日(水)まで」としていた休業期間を「5月20日(水)まで」に延長する。
スポーツ少年団活動及び中学校部活動についても同様に休止とする。

(2) 放課後児童クラブについて

市内小中学校の休業期間である 5 月 20 日(水)まで、教職員、施設利用の協力を前提として、全日運用する。(土日、祝日は休み)
対象児童は、小学校 1 年生から 3 年生までの放課後児童クラブ登録者及びそれ以外の小学校 1 年生から 3 年生までの家庭での養育が困難な児童とする。

なお、当該放課後児童クラブの児童、保護者、教職員、指導員等が感染した場合は、その翌日から、当該放課後児童クラブを休業とする。

(3) 保育所、こども園、幼稚園について

自宅保育を希望する方は、それを可とする期間を「5月6日(水)まで」から「5月20日(水)まで」に延長する。

なお、当該保育所等の園児、保護者、保育士等が感染した場合は、その翌日から、当該保育所等を休業とする。

(4) 市内公共施設について

「5月6日(水)まで」としていた休業期間を「5月20日(水)まで」に延長する。

ただし、公園内の芝生広場や園路等は除く。

※黒部市立図書館及び宇奈月館は貸出業務を実施。

黒部市立図書館のみ住民票等発行業務を実施。

※若栗公民館及び東布施公民館の簡易郵便局は実施。

(5) イベント、会議等について

引き続き、市主催又は市が関与する不要不急の会議等については、中止又は延期とする。

開催が必要な会議等については、密閉・密集・密接の3密回避を満たすよう配慮することを前提とし、手指消毒の徹底や必要に応じたマスクの着用等の予防対策を十分に講じた上で開催する。

(6) 職員の県外出張について

職員の県外出張について、5月6日(水)まで原則中止としていた期間を5月20日(水)まで延長する。

※(1)～(6)については、国、県の動向等をふまえ、期間の再延長もあり得る。

その他報告事項

(1) 黒部市特別定額給付金実施本部について

特別定額給付金を円滑に支給するため、本日5月1日に、「黒部市特別定額給付金実施本部」を設置した。

(2) GW期間中(5/2～5/6)における新型コロナウイルス関連の支援相談窓口について

9:00～15:00 総務企画部内に支援相談窓口を設置する。